

戦災復興院特別監理局（假稱）設置要綱（案）

- 一 特別調達廳法施行に關する内閣の事務を所掌するため戦災復興院に臨時に特別監理局（假稱）を設置すること。
- 二 特別監理局に必要な部を置くこと。
- 三 特別監理局の職員は、差當り必要に應じ特別調達廳の職員を兼ねること。
- 四 戦災復興院特別建設局はこれを廢止すること。
- 五 本要綱實施に關する豫算的及び法制的措置は別途に講ずること。